

## 研修・開発センターの施設の利用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、研修・開発センター（以下「センター」という。）の施設（以下「センター施設」という。）の局以外の団体の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用の相手方)

第2条 センター施設は、その用途又は目的を妨げない限度において、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「利用団体」という。）に対し、利用させることができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体
  - (2) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱第2・2の事業協力団体
  - (3) 公益社団法人日本水道協会
  - (4) 前3号に掲げる団体のほか、研修・開発センター所長（以下「所長」という。）が特別に認める団体
- 2 前項各号に掲げる団体のほか、センター施設は、都の他の部局等（以下「他局等」という。）に対し、利用させることができる。この場合において、利用の手続等については、前項各号に掲げる団体に対する手続等に準じて取り扱うものとする。

### (利用申込手続)

第3条 センター施設の利用の申込みは、様式第1号による研修・開発センター施設利用申込書（兼利用料減額申込書）（以下「申込書」という。）により行うものとする。

- 2 前項の利用申込みは、原則、利用日の1箇月前から3日前（3日前が東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める東京都の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の平日）まで受け付けるものとする。
- 3 別表1の機材料金表にある機材を利用する場合は、事前にセンター施設予約担当へ確認するものとする。事前に利用する旨の連絡がない場合、機材使用が出来ないことがある。
- 4 所長は必要があると認めるときは、利用団体に対し、利用内容について説明及び資料の提出を求めることができる。

### (利用の承認)

第4条 所長は、前条第1項の規定により利用の申込みを受け、その利用を承認したときは、様式第2号による研修・開発センター施設利用承認書（以下「承認書」という。）及び研修・開発センター施設の利用に関する契約約款（以下「約款」という。）を交付することをもって、研修・開発センターの利用に関する契約（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

- 2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用の承認をしないことができる。
  - (1) センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
  - (2) センターの工事ほか管理上必要があると認められるとき。
  - (3) センター施設の利用目的が営利目的であると認められるとき。
  - (4) センターの事業を行うために必要であると認められるとき。
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、所長が不適当と認めるとき。

### (利用料の支払)

第5条 センター施設の利用料（以下「利用料」という。）は、別表1に定めるところによる。

- 2 前項の利用料は、納付期限の10日前までに発行する納入通知書により、その全額を徴収する。
- 3 前項の納付期限までに利用料を納付せず、かつ、期限を指定した督促を受けた利用団体については、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該利用料の金額につき、民法第404条第1項から第5項までに規定する法定利率の割合（年当たりの割合は、閏年の日も含む期間についても、365日の割合とする。）による遅延損害金（100円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てる。）を併せて徴収する。

(契約の解除又は変更)

第6条 原則、利用日の3日前(3日前が休日に当たるときは、その直前の平日)までに利用団体から承認書を添えて様式第3号による研修・開発センター施設利用取消(変更)申込書の提出があったときは、利用契約を解除し、又は変更することができる。

2 所長は、前項の規定により利用契約を解除し、又は変更したときは、様式第4号による研修・開発センター施設利用取消(変更)承認書を利用団体に交付するものとする。

3 所長は、工事ほか施設管理上やむを得ない事情等があるときは、利用日の前日(前日が休日に当たるときは、その直前の平日)までに様式第5号による研修・開発センター施設利用取消通知書を利用団体に交付することをもって、利用契約を解除することができる。

(契約の解除又は変更に伴う利用料の返還又は追徴)

第7条 利用契約が解除又は変更されたときは、既に納付済みの利用料(契約変更をした場合にあっては、変更前の納付済みの利用料と変更後の利用料との差額)があるときは、これに相当する額(以下「利用料相当額」という。)を利用団体に返還し、又は追徴するものとする。

2 利用料相当額の返還は、利用団体が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行う。この場合において、口座振込手数料は利用団体の負担とし、口座に振り込む額は、納付済みの利用料相当額から口座振込手数料を差し引いた額とする。

(利用料の減額)

第8条 次の各号のいずれかに該当する利用団体等が利用する場合は、利用料の2分の1を減額することができる。ただし、研修終了時立会・点検、機材料金は対象外とする。

(1) 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる団体

(2) 他局等

(契約の条件)

第9条 契約の締結に当たっては、利用団体に対して次の条件を付するものとする。

(1) 利用団体は、センター施設の利用を終了したときは、直ちに整理整頓を行い、利用した箇所を原状に回復すること。

(2) 利用団体は、前項に定める整理整頓及び原状回復について、センター職員又はセンター職員が指定した者に、作業の立会いと確認を受けなければならないこと。

(3) 利用団体は、センター施設の利用に当たり、常に安全確保に努めなければならないこと及び利用中に生じた事故の責任は利用団体が負わなければならないこと。ただし、事故の発生が都の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではないこと。

(4) 利用団体は、利用団体又は利用団体はその責任においてセンター施設の利用に参加させる者の責めに帰すべき事由によりセンター施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならないこと。

(5) 利用団体は、東京都水道局庁内管理規程(昭和50年東京都水道局管理規程第13号)を遵守しなければならないこと。

(6) 利用団体は、センターが有するVR機器を利用するときは、別表2に定めるVR機器の利用に関する留意事項を確認し、適切に利用しなければならないこと。

(7) 利用団体が約款の条項に違反したときは、何ら催告することなく契約を解除することができること。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は所長が定める。

附則  
本要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附則  
本要綱は、平成21年1月30日から施行する。

附則  
本要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則  
本要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則  
本要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附則  
本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則  
本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則  
本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則  
本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則  
本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則  
本要綱は、令和元年6月7日から施行する。

附則  
本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則  
本要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附則  
本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則  
本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則  
本要綱は、令和8年4月1日から施行する。

○別表1 料金表

教室	施設利用料（税込/円）					
	全日	税抜価格	消費税	半日	税抜価格	消費税
301	18,700	17,000	1,700	9,350	8,500	850
302	18,590	16,900	1,690	9,240	8,400	840
303	5,720	5,200	520	2,860	2,600	260
304	6,270	5,700	570	3,080	2,800	280
305	5,060	4,600	460	2,530	2,300	230
306	6,270	5,700	570	3,080	2,800	280
307	5,060	4,600	460	2,530	2,300	230
308	5,940	5,400	540	2,970	2,700	270
102	5,610	5,100	510	2,750	2,500	250
103	5,610	5,100	510	2,750	2,500	250
104	5,280	4,800	480	2,640	2,400	240
B101	6,050	5,500	550	2,970	2,700	270

実習施設	施設利用料（税込/円）						
	全日	税抜価格	消費税	半日	税抜価格	消費税	
① 水質分析室	14,630	13,300	1,330	7,260	6,600	660	
② 電気実習室	91,520	83,200	8,320	45,760	41,600	4,160	
③ 機械実習室	39,380	35,800	3,580	19,690	17,900	1,790	
④ 切管・溶接実習室	9,460	8,600	860	4,730	4,300	430	
⑤ 大口径配管実習施設A	4レーン使用	48,840	44,400	4,440	24,420	22,200	2,220
	3レーン使用	45,540	41,400	4,140	22,770	20,700	2,070
	2レーン使用	42,350	38,500	3,850	21,120	19,200	1,920
	1レーン使用	39,160	35,600	3,560	19,580	17,800	1,780
⑤ 大口径配管実習施設B	4レーン使用	11,220	10,200	1,020	5,610	5,100	510
	3レーン使用	10,670	9,700	970	5,280	4,800	480
	2レーン使用	10,120	9,200	920	5,060	4,600	460
	1レーン使用	9,460	8,600	860	4,730	4,300	430
⑥ 小口径配管実習施設A	4レーン使用	5,390	4,900	490	2,640	2,400	240
	3レーン使用	21,560	19,600	1,960	10,780	9,800	980
	2レーン使用	20,350	18,500	1,850	10,120	9,200	920
	1レーン使用	19,030	17,300	1,730	9,460	8,600	860
⑥ 小口径配管実習施設B	4レーン使用	21,560	19,600	1,960	10,780	9,800	980
	3レーン使用	20,350	18,500	1,850	10,120	9,200	920
	2レーン使用	19,030	17,300	1,730	9,460	8,600	860
	1レーン使用	17,710	16,100	1,610	8,800	8,000	800
⑦ フィールド施設	下表のとおり						
⑧ 浄水処理実習プラント	116,160	105,600	10,560	58,080	52,800	5,280	

区分	フィールド施設	施設利用料（税込/円）					
		全日	税抜価格	消費税	半日	税抜価格	消費税
⑦	1 漏水防止研修等実施エリア	54,120	49,200	4,920	27,060	24,600	2,460
	2 舗装種別毎漏水探知実習エリア	52,580	47,800	4,780	26,290	23,900	2,390
	3A 模擬漏水実習エリア	15,510	14,100	1,410	7,700	7,000	700
	3B ハルプエリア	27,830	25,300	2,530	13,860	12,600	1,260
	4 給水管布設等実施エリア	15,510	14,100	1,410	7,700	7,000	700
	5 メータ取替実習エリア	11,990	10,900	1,090	5,940	5,400	540
	6 コンクリート擁壁モデル	2,750	2,500	250	1,320	1,200	120
	7 土留・覆工・吊受防護等モデル	11,110	10,100	1,010	5,500	5,000	500
	8 舗装種別カットモデル	5,500	5,000	500	2,750	2,500	250
	9 減圧弁エリア	2,970	2,700	270	1,430	1,300	130
10 栓止エリア	2,090	1,900	190	990	900	90	

実習施設・フィールド施設利用時追加料金	税込料金	税抜料金	消費税
研修終了時立会・点検	6,534	5,940	594

※センター職員が指定した者による立会・点検作業が必要となる場合の追加料金

①～⑧の施設それぞれに適用（例：電気実習室と機械実習室を御利用の場合は2箇所分の料金が発生します。）

ロッカー利用料（個/円）	全日			半日		
	税抜価格	消費税	税込	税抜価格	消費税	税込
	55	50	5	22	20	2

※申込後の減は考慮しない。

（機材料金表）

器材名	仕様	数量	単位	料金			使用例
				税抜価格	消費税	税込	
1 切管用挿しロリング（NS形）	Φ100	1	個	7,810	7,100	710	「配水小管配管実技」等NS管挿し口加工
2 防食ゴム（NS形）	Φ100	1	個	1,870	1,700	170	「配水小管配管実技」等NS管挿し口加工
3 防食ゴム用カバーリング（NS形）	Φ100	1	個	2,420	2,200	220	「配水小管配管実技」等NS管挿し口加工
4 ダクト用鉄銹管 直管（K形）	1種管Φ 100×4m 内面粉体	1	本	32,340	29,400	2,940	給水管分岐せん孔（10か所/本程度）
5 人工液体空気		10	L	7,810	7,100	710	給水管補修止水用（目安10L/回程度）
6 波状ステンレス管	SUS316 20mm	1	m	3,960	3,600	360	給水管せん孔

(機材料金表)

	器材名	仕様	数量	単位	料金は1日あたり(税込/円)			使用例
					税込価格	税抜価格	消費税	
7	VR機器	スタンドアロン型(ルッカ)	1	式	2,310	2,100	210	事故疑似体験
8		高性能型(リム)	1	台	20,460	18,600	1,860	
9		パビリオン型(アイヴォリ360)	1	式	24,420	22,200	2,220	水道技術のトレーニング等
10		スタンドアロン型(水道クエストI,II)	1	台	5,060	4,600	460	

備考

- センター施設の利用単位は、午前半日は午前8時30分から12時30分まで、午後半日は午後1時から5時まで、全日は午前8時30分から午後5時までとする。
- 利用時間には、準備、後片付けなど利用に必要な一切の時間を含むものとする。

〇別表2 VR機器の利用に関する留意事項

<p>1 機器の概要及び利用方法</p> <p>センターで利用可能なVR機器の概要は、以下のとおり。</p> <p>(1) スタンドアロン型【LookCa(ルッカ)】</p> <p>機材構成：ヘッドマウントディスプレイ</p> <p>シナリオ：墜落災害、飛来落下災害、重機接触災害等</p> <p>特 徴：可搬性が高く、取扱いが簡単</p> <p>(2) 高性能型【RiMM(リム)】</p> <p>機材構成：VRゴーグル、高性能描画装置(ノートPC)、姿勢探知センサー、触覚体感グローブ、床振動台</p> <p>シナリオ：一般向けの通電線短絡事故、玉掛飛来事故、開口部墜落事故等のコンテンツ及び当局監修の水道工事関係事故のコンテンツ</p> <p>特 徴：視覚・触覚・振動等の、よりリアルな体感が可能</p> <p>(3) 講義型【iVoRi360(アイヴォリ360)】</p> <p>機材構成：ヘッドマウントディスプレイ、ノートPC、タブレット端末</p> <p>シナリオ：シールド工事、土留め構造、水管橋等</p> <p>特 徴：複数人が同一のバーチャル空間で体験(研修・視察)が可能</p> <p>(4) スタンドアロン型【SuidoQuest I(水道クエストI)】</p> <p>機材構成：ヘッドマウントディスプレイ</p> <p>シナリオ：水道管接合、浄水設備点検、緊急給水車、漏水対応等</p> <p>特 徴：接合や点検等に関する知識の習得や実施手順の体験が可能</p> <p>(5) スタンドアロン型【SuidoQuest II(水道クエストII)】</p> <p>機材構成：ヘッドマウントディスプレイ</p> <p>シナリオ：枝打ち、滑落、落石、山での安全行動(林業)、採水作業、希釈作業(環境検査)</p> <p>特 徴：基本的な作業に関する知識の習得や実施手順の体験、事故防止対策の学習が可能</p> <p>2 利用条件</p> <p>VR機器の利用に当たっては、利用団体に対して以下の条件を付するものとする。</p> <p>(1) 取扱説明や注意事項を理解のうえ、屋内で、直射日光を避けて利用すること。</p> <p>(2) VR機器の取扱いには慎重を期し、利用に際してセンター職員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 原則センター内での利用とする。</p> <p>(4) センター外での利用は第2条第1項第2号の団体等で所長が特別に認める場合に限り承認する。貸出、返却はセンターでの手渡しとし、利用団体は利用するVR機器の管理について全責任を負うこと。</p> <p>(5) 料金表に記載の料金は1日当たりの利用料とする。 センター外利用の場合は、貸出、返却等に必要の日数も原則利用日数に含める。</p> <p>(6) VR機器を損傷、紛失等した場合は、速やかにセンター職員へ申し出ること。</p> <p>(7) 利用団体又は利用団体がその責任において利用させる者がVR機器を損傷、紛失等した場合は、利用団体は原則その損害を賠償する。金銭賠償、現物弁償、又はその他の方法のいずれによるかは、センターの指示に従うこと。</p>
--